

東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1 東京都歯科保健医療推進計画(平成5年6月4日衛生局長決定)に基づき都民の歯の健康づくり対策を推進するため、区市町村や歯科関係団体との連携・調整を図りながら、総合的な協議を行う場として、東京都歯科保健対策推進協議会を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて福祉保健局長に意見を具申する。

- (1) 都の歯科保健対策の評価と今後の進め方に関する事。
- (2) 地域歯科保健対策推進の基本的方向に関する事。
- (3) その他必要と認められる事。

(構 成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、歯科保健医療に従事する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、協議会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集 等)

第6 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(部 会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(会議の公開等)

第8 会議(部会の会議を含む。以下同じ。)並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員

の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第9 協議会及び部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第10 この必要に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。